

青森県都市計画審議会委員公募要領

制定 平成22年7月2日

(趣旨)

第1 この要領は、青森県都市計画審議会委員の公募に関して必要な事項を定めるものである。

(募集人員)

第2 公募する委員（以下「公募委員」という。）の人数は、1名以内とする。

(応募資格)

第3 応募者の資格は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、地方公共団体の議会の議員、常勤の公務員及び県が設置している他の審議会の委員を委嘱されている者を除く。

- (1) 青森県内に住所又は居所を有すること。
- (2) 年齢が満20歳以上であること。
- (3) 平日開催の会議に出席できること。

(応募方法)

第4 応募者は、応募申込書に必要事項を記載し、「まちづくりに対する考え」について800字以内（様式自由）にまとめ、郵送又はファックス、電子メールのいずれかの方法により、青森県県土整備部都市計画課へ提出するものとする。

(募集期間)

第5 募集期間は、平成22年7月12日（月）から平成22年8月6日（金）までとする。（郵送の場合は当日の消印まで有効）

(選考方法)

第6 公募委員は「青森県都市計画審議会公募委員審査会」（以下「審査会」という。）の審査に基づき選考する。

2 審査会は、県土整備部長、県土整備部次長、県土整備部理事、都市計画課長の4名をもって構成する。

(選考結果の通知)

第7 県土整備部長は、選考結果を応募者に通知するものとする。

(任期)

第8 公募委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。また、原則として再任はしないものとする。